

<<公衆浴場の営業許可取得後に必要となる手続き>>

以下の場合、保健所への届出が必要になります。※手数料はかかりません。

- ① 営業許可事項について変更があった場合
- ② 営業をやめた場合
- ③ 営業を休止する場合（全部もしくは一部）
- ④ 相続による承継の場合
- ⑤ 法人の合併・分割による承継の場合



※全ての届出に押印が必要です。

① 営業許可事項について変更があった場合

「公衆浴場営業許可事項変更届」に、下記の必要書類を添えて、10日以内に保健所に提出してください。

変更内容	必要書類
○施設名称が変わった	・公衆浴場営業許可証
○法人開設者の 名称、所在地、代表者が変わった	・公衆浴場営業許可証 ・履歴事項全部証明書（原本もしくは原本提示の上での写し）
○個人開設者の氏名、住所が変わった	・公衆浴場営業許可証
○衛生管理に係る責任者が変わった	・特になし
○設備や構造が変わった（軽微なもの） ※事前に保健所に図面相談をしてください。 変更が大規模な場合は、新規申請が必要になります。	・変更内容を確認するための書類（新旧） 施設図面、給排水の配管図、構造仕様書 等 ・公衆浴場施設概要 ・水質に影響する変更の場合は、水質検査の結果 （変更内容によって必要な書類が異なります。 詳細はお問い合わせください。）
○使用水の種類が変わった	・保健所へご確認ください。

☆ 次の場合は変更届ではなく、新規申請が必要（手数料がかかります）となります。

- 施設を移転する場合
- 施設を建て直す場合
- 営業者が変わる場合（個人⇄別の個人、法人⇄別法人、個人⇄法人）

※施設の移転・建て直しの場合は、事前に保健所に図面相談をしてください。

!!注意!!

裏面へ

②営業を停止する場合(一部もしくは全部)、営業をやめた場合

公衆浴場営業停止(廃止)届に
公衆浴場営業許可証を添えて、**営業をやめた後**、10日以内に保健所に提出してください。
営業許可証を紛失している場合は、届出にその旨記載の上で提出してください。

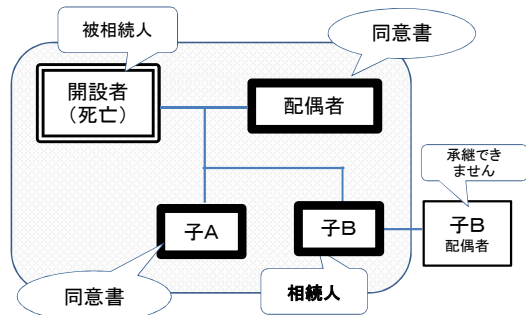
③相続による承継をする場合

個人営業者が死亡し、相続人が、浴場業の地位を承継する場合の手続きです。

「公衆浴場営業相続承継届」に下記の書類を添えて、
相続後遅滞なく(概ね60日以内)保健所に提出してください。

- ・戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)※
(1) 被相続人(死亡した営業者)の出生から死亡までの戸籍謄本。
(2) 相続人全員の戸籍謄本((1)に記載されている方については省略可能)
注: 除籍謄本や改製原戸籍等が必要になる場合があります。
- ・相続人が複数いる場合は、相続人全員の同意書
- ・公衆浴場営業許可証

※法定相続情報一覧図の写し(法務局発行)でも可。



例: 開設者が死亡し、子Bが相続承継する場合

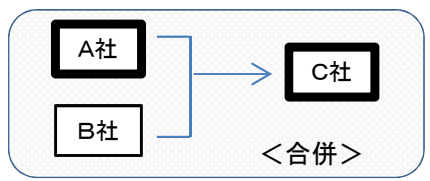
④合併・分割による承継をする場合

営業法人の合併や分割により設立された法人が、浴場業の地位を承継する場合の手続きです。

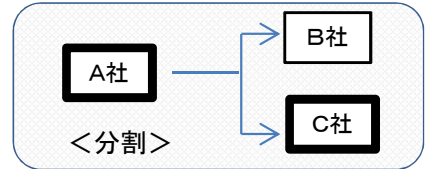
「公衆浴場営業合併(分割)承継届」に下記の書類を添えて、
相続後遅滞なく(概ね60日以内)保健所に提出してください。

下記(1)~(3)の法人であって、浴場業を承継する法人の

- ・定款又は寄付行為の写し
- ・履歴事項全部証明書(原本もしくは原本提示の上での写し)
 - (1) 合併後存続する法人
 - (2) 合併により設立された法人
 - (3) 分割により設立された法人
- ・公衆浴場営業許可証



例1: A社が営業していた施設を、合併により設立されたC社が承継する場合



例2: A社が営業していた施設を、分割により設立されたC社が承継する場合

お問い合わせは...

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係
〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12
TEL:048-840-2227 FAX:048-840-2232